

岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例の改正（案）に対するご意見
の内容とご意見に対する考え方

- ・意見者数： 1名
- ・意見件数： 1件

| | 条項 | ご意見の要旨 | ご意見に対する考え方 |
|---|------------|---|---|
| 1 | 第7条 第3項 | <p>○ 歯科医療従事者等の役割を明確にするという目的があるが、3にある内容は、歯科衛生士の処遇改善を図ることを目的として明記されている。</p> <p>県条例として、一職種の処遇改善について明記することは不適切ではないか。</p> <p>他条例について、調べていないが他職種で処遇改善について明記してあるものがあるのか疑問です。</p> | <p>2018年度の歯科衛生士求人倍率（全国）は21.0倍と、非常に高くなっており、歯科衛生士の需要は高くなっていますが、歯科衛生士を養成する歯科衛生士養成機関では定員に満たない状況となっています。</p> <p>このような状況を踏まえ、第10条（基本的施策の実施）第11項において、県が、歯科衛生士の確保、養成及び資質の向上に関する施策を推進する旨を盛り込んだところです。</p> <p>しかし一方で、歯科衛生士の就業率の低さ、離職率の高さも課題となっています。様々な要因が考えられますが、歯科衛生士を雇用する歯科医療機関等においても、処遇の改善及び資質の向上に努め、歯科衛生士の定着を図る必要があることから、第7条第3項を明記しました。</p> <p>歯科衛生士は、歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的とし、「歯科予防措置」、「歯科診療の補助」、「歯科保健指導」の三つの業務を通じて、県民の身近なところで歯・口腔の健康づくりをサポートする専門職であり、その処遇改善を明記することは意義があるものと考えます。</p> |